

県融資制度における担保・保証人の徴求について

- 県では平成 19 年度から原則、第三者保証人の徴求を行わないように改正を行っております。
- 資金別の担保・保証人の徴求は、下記の一覧表のとおりです。 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

【第三者保証人徴求の対象となる場合】

次の1～3の場合は、第三者保証人徴求の対象となります。

- 1 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る)が連帯保証人となる場合。
- 2 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
- 3 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者(以下「協力者」という)から積極的に連帯保証の申し出がある場合(協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る)

資金名		個人		法人	
		担保	保証人	担保	保証人
短期運転資金	一般貸付	必要に応じて求める	必要に応じて求める	必要に応じて求める	必要に応じて求める ただし法人の代表者を保証人とする
	売掛債権担保貸付	売掛債権	不要	売掛債権	
小規模企業対策資金	一般貸付	原則として無担保	必要に応じて求める	原則として無担保	
	特別小口貸付	無担保	不要	X	
小口零細企業資金		原則として無担保	不要	原則として無担保	原則、法人の代表者を除いて徴求しない
経営振興資金		必要に応じて求める	必要に応じて求める	必要に応じて求める	必要に応じて求める ただし法人の代表者を保証人とする
新事業分野進出資金					
雇用創出促進資金					
組織強化育成資金	一般貸付				
	セーフティネット貸付				
中小企業セーフティネット資金					
中小企業再生支援資金					
資金繰り円滑化借換資金					
産業振興資金	オキナワ型産業振興貸付				
	企業立地推進貸付				
ベンチャー支援資金		原則無担保		原則無担保	
創業者支援資金					